

一般財団法人日本データ通信協会

令和5年度事業報告

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

当協会は、昭和48年の創設以来、高度化し、多様化する情報通信ネットワーク社会において安心・安全なデータ通信を実現するために各種事業に取り組んでおり、事業の2本柱である「情報通信セキュリティ事業」と「情報通信人材育成事業」をそれぞれの直面する状況に応じて適切に経営推進してきた。

「情報通信セキュリティ事業」においては、現代社会において注目される分野であり、日々新たな事象が次々に出現して、迅速な対応が要請される場所である。

当協会は、総務省あるいは関係業界と密接に連携を取りながら情報セキュリティ対策と個人情報保護分野において、これまで培った知識・ノウハウを活用しながら諸事業を遂行した。

国税関係法令の改正等により必要性が増しているタイムスタンプ認定では、総務大臣認定制度の指定調査機関として、国による認定業務に参画している。

「情報通信人材育成事業」においては、電気通信主任技術者や工事担任者の国家試験受験者の減少傾向に歯止めがかからない厳しい状況の中で、公平・公正な国家試験を実施するとともに、企業・学校等を訪問するなどきめ細かな情報提供を行うことにより国家試験への受験需要を少しでも掘り起こすべく活動を行った。

1 総務関係 (法人管理)

(1) 理事会の開催

令和5年度に開催した理事会は、次のとおりである。

回	開催日	議題等
第1回	令和5年5月25日	① 令和4年度事業報告について ② 令和4年度決算について ③ 公益目的支出計画実施報告書等について ④ 定時評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等について ⑤ 職務執行状況について
第2回 (書面)	令和5年6月16日	① 評議員会の決議の省略についての決定 ② 理事の選任につき候補者の決定について ③ 役員退職金の業績勘案率について
第3回 (書面)	令和5年7月1日	① 専務理事の選定について ② 専務理事報酬額(年額)の決定について
第4回 (書面)	令和5年7月24日	① 評議員会の決議の省略についての決定 ② 評議員2名選任につきその候補者の決定
第5回	令和6年3月7日	① 令和6年度事業計画について ② 令和6年度収支計画について ③ 職務執行状況について

(2) 評議員会の開催

令和5年度に開催した評議員会は、次のとおりである。

回	開催日	議題等
第1回	令和5年6月9日	① 令和4年度事業報告について ② 令和4年度決算について ③ 公益目的支出計画実施報告書等について
第2回 (書面)	令和5年7月1日	① 理事1名の選任について ② 役員退職金の業績勘案率について
第3回 (書面)	令和5年7月28日	① 評議員2名の選任について

(3) 経営会議の開催

理事長、専務理事、本部長及び総務企画部長出席による経営会議を毎週開催（年度累計34回）し、重要案件の経営判断に資す等内部統制システムを円滑に運用してきている。

(4) 役員の異動

令和5年度における役員の異動は、次のとおりである。

年 月 日	就 任	退 任
令和5年 7月 1日	専務理事 後藤 篤二	専務理事 高嶋 幹夫

(5) 評議員の異動

令和5年度における評議員の異動は、次のとおりである。

年 月 日	就 任	退 任
令和5年 7月28日	田中 秀彦 北條 仁康	富安 寛 永野 浩介

(6) 賛助会員の状況

令和5年度の協会の賛助会員数は、4団体退会、1団体入会で53法人である。

(7) 公益目的支出計画の実施報告

令和5年6月20日付けで公益目的支出計画実施報告書を提出した。

2 情報通信セキュリティ対策事業

(1) 迷惑メールの防止（継1：迷惑メール送信適正化事業）

コロナ禍からの回復、社会経済活動の平準化が進展する中、いわゆるフィッシング詐欺は依然として増加している。

迷惑メールに対応するため、総務省からの委託を受けて、消費者からの電話相談、特電法違反情報の受付等、迷惑メールへの対応方法の周知啓発等に取り組んだ。

ア 総務省から「特定電子メール等送信適正化業務委託」の受託（主な実績数値）

電話相談受付件数	1,655 件
情報提供受付件数	16,768,416 件

イ 総務省総合通信局等が開催した「消費者支援連絡会」（消費者団体や電気通信事業者などが参加）への参加

令和6年2月～3月	東北、北陸、東海、近畿、九州	現地参加
	北海道、四国、沖縄	オンライン参加

ウ 各地域の消費生活センター等の消費生活相談員対象の講演

令和5年12月	岩手県立県民センター 「迷惑メールの現状と対策」	オンライン方式
令和6年1月	三重県消費生活センター 「迷惑メールの現状と対策」	オンライン方式

エ 周知啓発イベント

令和5年10月	2023 年度交流フェスタ (新宿駅西口広場イベントコーナー)	4年ぶりのオフラインイベントへの参加、 ブース出展及びクイズラリー実施
令和5年10月 ～11月	大阪府消費者フェア 2023	「誰でもだまされる？フィッシング詐欺 のだましの手口とは？」(動画掲載)
令和6年2月	文京区消費生活展	「迷惑メールにダマされないコツ ゼロ トラスト」(ポスター展示と資料配布)
令和6年2月	文京区消費生活情報誌への寄稿	「そのメール詐欺かも！？自分は大丈夫 が一番危険」令和6年3月1日(金)文 京区民への印刷配布とWEB掲載あり

注：関係団体の要請に対応し参加・出展等

オ 電子メールの一般ユーザーに対する周知啓発活動

- ・ホームページに「最新の注意すべき迷惑メール情報」を掲載するとともに、メールに記載されているURLや電話番号への問い合わせ、メールの指示に従った入力やアプリのダウンロード等を行わないよう周知啓発(通年)
- ・周知啓発資料の作成及び消費者窓口・学校関係者への配布

撃退！迷惑メール	改訂	5万部
撃退！チェーンメール&メッセージ	改訂	4.8万部
そのメール、詐欺カモ！？	改訂	9万部
詐欺被害防止読本	新規作成	4万部
うんこドリル めいわくメール	新規作成	10.2万部

カ 調査研究等

令和5年12月	送信ドメイン認証技術実装状況 (SPF・DKIM・DMARC)	調査・HP公表
令和5年12月	アウトバウンドポート25ブロッキング実施状況	調査・HP公表

令和6年3月	特定電子メールの送信の適正化等に関する調査研究報告書	総務省提出
--------	----------------------------	-------

(2) トラストサービス推進（継2：情報通信セキュリティ対策事業）

デジタルトランスフォーメーションの進展に伴い、データの信頼性を確保するためのトラストサービスの重要性はますます高まっておりその普及促進等に取り組んだ。

ア 政府主導の議論等への参加

総務省によるeシールに係る検討会に参加し、eシールに係る指針の改正や政府によるeシール認定制度の創出に向けた議論に関与した。

イ デジタルトラスト協議会活動への参画

協議会主催の電子帳簿保存法解説セミナーを後援し、同セミナーにおいては認定タイムスタンプを利用する事業者に関する登録制度の説明がなされた。また、協議会の活動におけるeシール制度の在り方の検討に参加した。

(3) タイムビジネス認定（継2：情報通信セキュリティ対策事業）

総務大臣認定制度の指定調査機関業務、並びにタイムビジネス信頼・安心認定制度及び認定タイムスタンプを利用する事業者に関する登録制度の運用を確実に実施した。

ア 総務大臣認定制度の指定調査機関業務

令和5年度の総務大臣認定制度の指定調査機関調査業務においては、1者の新規認定について総務大臣に調査結果を通知し総務大臣により認定され、1者の変更認定について総務大臣に調査結果を通知した。また、1者の監査報告の確認結果を総務大臣に通知した。

令和6年3月末現在、2者の時刻認証業務について調査を行っている。

イ タイムビジネス信頼・安心認定制度

令和5年4月当初2者あった時刻配信業務認定事業者（TAA）、及び5者あった時刻認証業務認定事業者（TSA）はすべて令和5年8月までに業務を廃止した。

認定事業者が皆無となったことを受け、令和6年3月末をもって制度を廃止した。

ウ 認定タイムスタンプを利用する事業者に関する登録制度

タイムビジネス信頼・安心認定制度及び総務大臣認定制度の認定タイムスタンプの利用を対象とする本制度の登録数は、令和6年3月末現在、28者36業務となった。

(4) 電気通信分野における個人情報保護の推進（他4：個人情報保護推進事業）

個人情報の保護に関する法律に従い、認定個人情報保護団体として、電気通信事業分野の個人情報保護の取り組みの向上を目指し、次の業務を積極的に推進した。

※令和6年3月末対象事業者数：128者（当該年度 増：4者、減：1者）

ア 消費者から寄せられた苦情・相談について、迅速かつ的確な対応を行った。

※苦情・相談件数：60件 前年度比5%増 電話及びWebフォームを用いた受け付けを実施した。

(ア) 個人情報関係の苦情・相談の受け付けの割合は、前年度より3割増え、57%であった。開示請求への対応に関する苦情や第三者提供に関する問合せのほか、改正法施行に伴う法令等の問合せが多く寄せられた。また、個人情報関係以外の内容であり当センターで直接対応できない苦情・相談としては、執拗な勧誘や契約手続きに関する内容、相談への応対や迷惑メールに関する問合わせが目立った。

(イ) 対象事業者名が判明している問合せは全体の65%であり、例年と同程度の対象事業者に関する事例を受け付けた。

イ 対象事業者への個人情報保護に関する情報提供の充実に努めた。

(ア) 苦情・相談内容を当該対象事業者に提供（月次）

(イ) 認定個人情報保護団体の活動と個人情報取扱いに関する有益情報を「すがもメール」として定期発刊（月2回ペース 計25回発刊）

ウ 個人情報取扱事業者による個人情報の保護と利活用活動への啓発を図るために、オンライン配信による「個人情報保護セミナー」を6月に開催した。毎年恒例となる情報通信月間の行事として、全国の電気通信事業者を主とした関係者向けに、3週間にわたって3テーマのコンテンツを配信した。施行間もない改正法の概要を取り上げた講演であり、配信期間内の視聴者数は、前年度に比べて2割程度多い1,400人であった。

(5) プライバシーマークの付与認定の推進（他2：Pマーク付与認定事業）

ア 審査状況

年度	申請件数	認定件数
令和4年度	648件	728件
令和5年度	709件	732件
増減	+61件（109%）	+4件（101%）

(注) 1 令和6年3月末時点の有効付与事業者数は、1,459者（令和5年3月末差 +20者）。

2 同、審査中の件数は231者（令和5年3月末差 △2者）。

イ 審査員への教育

令和5年9月のJIS Q 15001の改正に向けて、審査員の理解を深化させるため5月に森亮二JIS改正委員会委員長を講師として、勉強会を行った。

ウ 審査業務環境の改善

令和5年12月にJIPDECから全指定審査機関に対し、外部審査員の審査環境のセキュリティを強化するよう要請があった。これを踏まえ、令和5年度は、令和6年度第1四半期の整備を目標に、外部審査員が使用する私物PCのセキュリティ環境の強化方策の検討を進めた。

3 情報通信分野における人材の育成事業

(1) 電気通信主任技術者試験及び工事担任者試験の実施（他1：国家試験実施事業）

ア 令和5年度は新型コロナウイルス感染症が5類に移行するも、借用した施設によっては検温・マスク着用が必須であるなど運用にバラツキがある中、全国の試験会場での試験運営を徹底した指示の下業務委託を行い、両試験とも予定通り実施することができた。また、第2回定期試験より受験票・結果通知書の電子交付を実現し、受験者の利便性を向上すると共に印刷・郵送費用の削減を図った。

イ 令和5年度電気通信主任技術者試験

回	試験日	申請者数	前年度比	試験地
第1回	5年7月9日	3,686人	103.5%	全国15地区
第2回	6年1月28日	4,134人		全国15地区

ウ 令和5年度工事担任者試験

回	試験日	申請者数	前年度比	試験地
第1回	5年5月21日	5,484人	88.2%	全国18地区
第2回	5年11月26日	6,332人		全国18地区
CBT	5年4月～ 6年3月末	5,865人※		47都道府県 約300会場

※5年4月～6年3月末受験者数（欠席者等含む。）実績値

(2) 電気通信主任技術者講習事業の実施（他4：講習事業）

ア 第3期定期講習3年目（令和5年度）への対応

(ア) 非対面講習の継続実施

講習は、令和5年4月に公示、6月から受付を開始し、9月と12月に計4回、令和5年度も非対面により407人に対し実施した。

(イ) テキストの追補の作成・運用

例年総務省から報告されている電気通信事故の報告（令和4年度版）、及び、電気通信事業法改正を受けて、10月と11月に追補版の改定を行い、最新情報の受講者への提供に努めた。

イ 第4期（令和6年度から令和8年度）及び1年目（令和6年度）への準備対応

(ア) 令和6年度講習準備

令和6年度講習は、非対面講習とし4月受付開始、7月、9月、11月及び12月に全8回約800名とするよう計画し、令和6年2月に公示を行った。また、事務規程の変更届出により受講料の改定を行っている。

(イ) 第4期テキスト及び講習講義動画の作成

第4期の開始に当たり、伝送交換技術・線路技術の最新技術の取り込みや情報セキュリティにおける最近の事情等も加えるなどテキストの改版を行った。

(ウ) 令和5年10月に総務省より、登録講習機関としての登録が更新された。

(3) eラーニングによる「養成課程講座」の実施

eラーニングによる「工事担任者養成課程eLPIT」は開講から18年目を迎え、令和5年10月には新たにシステムを更改した。

ア eLPITの開講実施

令和5年4月から月3回（10月、1月は2回）、計34回の講座を実施した。

・eLPIT受講状況

受講者数	修了者数
1,126人 (前年度 1,211人 7.0%減)	835人 (前年度 1,060人 21.2%減)

イ eLPITシステムの更改

現行システムの老朽化対策、及び各種運用改善／BPRとして、令和4年度より新eLPITシステムの検討・開発を着手しており、令和5年10月に更改、運用を開始した。

ウ 災害／システム故障等への対応

令和6年1月に発生した能登半島地震の災害に関しては、災害救助法適用地域の状況をふまえ受講生等の被災有無や学習進捗状況、ならびにC B T試験会場への影響の確認およびフォローに注力した。結果的にC B T試験会場の一部閉鎖はあったものの、概ね受講生等への重大な影響はなかった。今後も引き続き、受講生が安心して学習並びに試験が受けられる環境を維持していく。

エ 一般教育訓練給付金制度指定講座の継続利用

厚生労働省認定の「一般教育訓練給付金制度」については、これまで多くの受講生がこの制度を活用していることから、令和5年度も当該制度を継続した。

(4) 情報通信エンジニア資格制度の普及促進 (他4：情報通信エンジニア事業)

ア 情報通信エンジニア資格制度

令和5年度は新規の225人に対して新規資格者証を発行するとともに、2,931人(更新率94%)の研修を実施した。

イ 情報通信エンジニアスキルアップガイドライン委員会

情報通信エンジニアスキルアップガイドライン委員会(委員会1回及びWG4回)を開催し、ガイドラインの最新化を行うとともに、令和5年の研修テキスト及び研修課題を作成し、令和5年12月から配布して研修を開始した。

ウ 団体表彰推薦及び多年連続更新表彰

資格者を多数保有する8団体(企業5、学校3)に対して、11月に優良団体として表彰し、表彰状を贈呈した。また、5年連続更新者(99人)、10年連続更新者(131人)には、その功績を称えて表彰状を授与し、10年連続更新者の帰属団体に対し感謝状を贈り努力を称えた。

4 企画広報活動 (継3：広報活動事業)

(1) 情報通信分野の若手人材育成

「電気通信主任技術者」や「工事担任者」の資格取得勧奨として、広報専門役(9名)による教育機関および企業育成担当者への訪問にて、C B T試験方式への要望事項のヒアリング、国土交通省所管の資格制度との連携の紹介などを実施。また、新入生や資格取得を検討している学生など、ターゲット毎のパンフレットを作成し、電気・電子系工業高校へ配布するとともに、学校・企業訪問時に持参し紹介することで、資格取得のメリット、将来性などを周知した。

教育機関訪問数：77校(前年度57校) 企業訪問数：52社(前年度50社)

工業高校等の教育機関に対し、情報通信人材教育研究会の事務局として、工事担任者資格取得に向け成果を上げている高校の取り組みや、通信事業者の施設見学など、先生方の知識向上や資格指導力向上への支援活動を行った。これらの資料や講演内容は、Webサイトに掲載し、参加できなかった先生方へも供している。

また、工事担任者資格を取得して活躍している社員のインタビューを行い、Web機関誌への記事掲載（工事担任者の声）を開始した。

（２）Web版機関誌「日本データ通信」による情報発信

4月	チャレンジ！尼崎市立尼崎双星高等学校
6月	令和5年度「電波の日・情報通信月間」表彰
	工事担任者の声VOL. 1～5 （株式会社TOSYS、大和電設工業株式会社、エクシオ・エンジニアリング西日本株式会社、株式会社群電）
7月	チャレンジ！沖縄県立美里工業高等学校
11月	チャレンジ！千葉県立市川工業高等学校
	工事担任者の声VOL. 6、7（株式会社アストエンジニア）
12月	令和5年 情報通信エンジニア優良団体表彰模様（学校／企業）
1月	祖父江理事長新年挨拶 「新年に寄せて」
	チャレンジ！岡山県立岡山工業高等学校
2月	工事担任者の声VOL. 8、9（株式会社 野村通信設備）

（３）協会会員企業への情報提供

総務省及び総合通信局等から発信される情報のうち会員企業にとって有益と考えられる情報や、協会の活動状況など計74件を、のべ28回のメールで会員企業へ提供した。